岸和田市景観計画に基づく
届出のてびき

手続き編

令和５年 12 月

岸和田市まちづくり推進部都市計画課

目　次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第１章　景観計画に基づく届出

１．景観計画とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

２．届出の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第２章　届出のながれ

１．届出対象行為・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

届出が必要な具体例

２．届出のながれ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

３．届出等の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

（１）事前協議

（２）景観法第 16 条第 1 項に基づく届出

（３）行為等の変更に係る届出

（４）行為等の完了または中止に係る届出

４．記入例等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

（１）事前協議書の記入例

（２）景観計画区域内行為届出書の記入例

（３）事前協議書・景観計画区域内行為届出書の記入要領

（４）景観計画区域内行為変更届出書の記入例

（５）景観計画区域内行為（完了・中止）届の記入例

（６）自己診断カルテ（景観配慮事項説明書）の記入例

（７）景観誘導図の記入例

様式集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

はじめに

岸和田市では、平成３（1991）年に、快適環境都市を目指して、景観整備の方針・まちづくりの方針を一定の方向へ導いていくため、「岸和田市都市景観形成基本計画」を策定しました。平成６（1994）年には、「岸和田市都市景観条例」の制定や景観誘導基準を策定し、大規模建築物等の新築などに対し助言・指導を行い、また、景観まちづくりに取り組む市民団体の活動などを支援し、景観まちづくりを進めてきました。

このような中、平成 16 年に我が国初の景観に関する法律「景観法」が制定され、「景観は国民共通の資産」という理念が示され、自治体の取り組みに法的裏付けが与えられました。これを機に、本市では、より積極的に景観まちづくりを進めるため、平成 20 年５月１日に景観行政団体になりました。

平成 20 年 11 月には、これまで進めてきた取り組みを継承し、新しい時代のニーズに応え、将来に向けた仕組みを整えるため「岸和田市景観形成基本計画」を再編し「岸和田市景観形成基本方針」を策定しました。

そして、恵まれた自然・歴史・文化資産を活かし、本市にふさわしい風格ある景観づくりに努めることで、更に岸和田らしい魅力あふれた快適なまちとして、次の世代へ引き継いでいくため、「岸和田市都市景観条例」を「岸和田市景観条例」と改正するとともに「岸和田市景観計画」の策定を行い、平成 22 年 10 月１日から景観法に基づく届出制度を運用することとしました。

岸和田市景観計画では、市全域を景観計画区域とし、景観形成の方針や、建物・工作物の色やデザインなどの守るべき景観形成基準を定めています。

ここでは、この届出の手続きについて説明します。

より良い景観まちづくりを進めていくためには、市民・事業者・行政がお互い協力し合うことが必要です。ご理解、ご協力をお願いします。

景観形成の基本的考え方

○　基本姿勢

景観資源を
- まもる（保全・修復）
- はぐくむ（育成・支援）
- つくりだす（創生）

景観阻害要素を
- とりのぞく（除却）
- あらためる（改善・誘導）

○　進め方

まちはみんなの共同作品・・・・・まもり、そだてよう、みんなのまち

第１章　景観計画に基づく届出

１．岸和田市景観計画とは

岸和田市景観計画とは、景観法第８条の規定により、景観行政団体（岸和田市）が良好な景観の形成を図るために定める計画で、岸和田市景観条例と一体となって区域や行為に対する景観形成の為に制限する事項や、届出などを定めるものです。

- 景観計画区域
- 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
- 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針　　など

また、定められた行為は、景観法第 16 条の規定により、届出が必要です。

２．届出の進め方

①　岸和田市景観計画を確認する〔別紙「岸和田市景観計画」参照〕

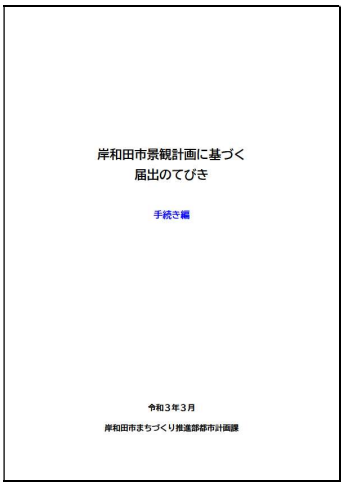
岸和田市景観計画に基づく
届出のてびき

手続き編

令和３年３月

岸和田市まちづくり推進部都市計画課

建築計画等を立てる場合は、はじめに**岸和田市景観計画**を確認しましょう。
行為地の位置付けや景観形成の方針、目標、制限内容等を確認できます。

岸和田市ホームページ、
都市計画課窓口でご覧いただけます。

②　届出等が必要なのかを確認する〔本書４～６ページを参照〕

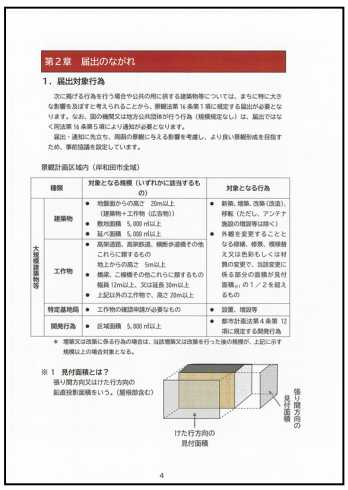
第２章　届出のながれ

１．届出対象行為

次に掲げる行為を行う場合や公共の用に供する建築物等については、まちに特に大きな影響を及ぼすと考えられることから、景観法第 16 条第１項に規定する届出が必要となります。なお、国の機関又は地方公共団体が行う行為（規模規定なし）は、届出ではなく同法第 16 条第５項により通知が必要となります。
届出・通知に先立ち、周囲の景観に与える影響を考慮し、より良い景観形成を目指すため、事前協議を設定しています。

景観計画区域内（岸和田市全域）

種類		対象となる規模（いずれかに該当するもの）	対象となる行為
大規模建築物等	建築物	● 地盤面からの高さ　20m以上（建築物＋工作物（広告物）） ● 敷地面積　5,000 ㎡以上 ● 延べ面積　5,000 ㎡以上	● 新築、増築、改築（改造）、移転（ただし、アンテナ施設の増設等は除く） ● 外観を変更することとなる修繕、修景、模様替え又は色彩もしくは材質の変更で、当該変更に係る部分の面積が見付面積$_{※1}$の１／２を超えるもの
	工作物	● 高架道路、高架鉄道、横断歩道橋その他これらに類するもの 地上からの高さ　5m以上 ● 橋梁、こ線橋その他これらに類するもの 幅員 12m以上、又は延長 30m以上 ● 上記以外の工作物で、高さ 20m以上	
	特定基地局	● 工作物の確認申請が必要なもの	● 設置、増設等
	開発行為	● 区域面積　5,000 ㎡以上	● 都市計画法第４条第 12 項に規定する開発行為

＊　増築又は改築に係る行為の場合は、当該増築又は改築を行った後の規模が、上記に示す規模以上の場合対象となる。

※１　見付面積とは？
張り間方向又はけた行方向の
鉛直投影面積をいう。（屋根部含む）

4

行為の内容が届出の必要な行為であるか確認しましょう。必要な行為であるときは、次の③に進みます。
届出が不要な行為でも、景観計画に適応し、より良い景観形成に寄与する行為となるよう計画を立てましょう。

③　手続き内容を確認する〔本書７ページ以降を参照〕

届出の流れと届出に必要な書類を確認しましょう。
届出に先立ち、岸和田市景観計画への適合やより良い景観形成に向けた「事前協議」を設定していますのでご活用ください。

届出のながれ〔本書７ページ以降〕

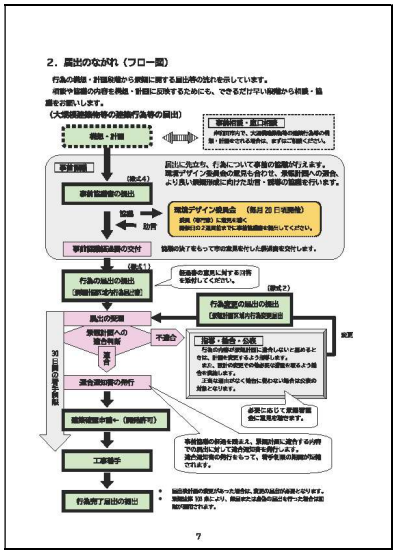

必要な添付図書〔本書 12 ページ以降〕

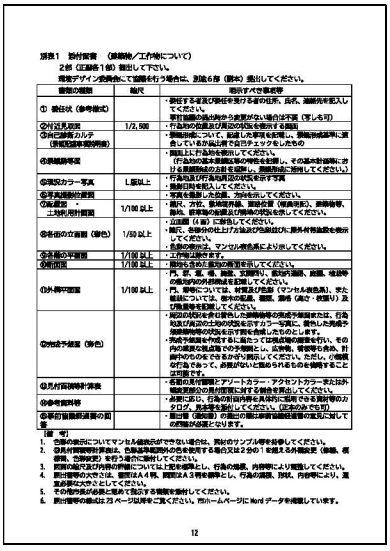

④　行為の制限の内容を確認する
〔岸和田市景観計画、岸和田らしさを目指した景観形成ガイドラインを参照〕

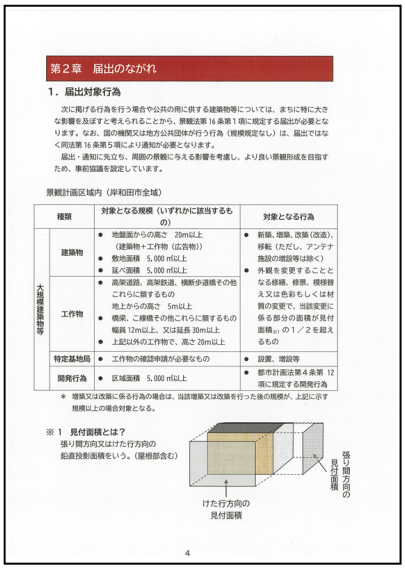

岸和田市景観計画により定めている行為の制限の内容を確認しましょう。
届出が必要な建築行為等を計画する際は、**厳守事項である景観形成基準と色彩基準**を十分に把握し計画を立案してください。
また、より良い景観形成を目指して、誘導基準を活用しましょう。

第２章　届出のながれ

１．届出対象行為

次に掲げる行為を行う場合や公共の用に供する建築物等については、まちに特に大きな影響を及ぼすと考えられることから、景観法第 16 条第１項に規定する届出が必要となります。なお、国の機関又は地方公共団体が行う行為（規模規定なし）は、届出ではなく同法第 16 条第５項により通知が必要となります。

届出・通知に先立ち、周囲の景観に与える影響を考慮し、より良い景観形成を目指すため、事前協議を設定しています。

景観計画区域内（岸和田市全域）

種類		対象となる規模（いずれかに該当するもの）	対象となる行為
大規模建築物等	建築物	● 地盤面からの高さ　20m以上（建築物＋工作物（広告物）） ● 敷地面積　5,000 ㎡以上 ● 延べ面積　5,000 ㎡以上	● 新築、増築、改築（改造）、移転（ただし、アンテナ施設の増設等は除く） ● 外観を変更することとなる修繕、修景、模様替え又は色彩もしくは材質の変更で、当該変更に係る部分の面積が見付面積※1 の１／２を超えるもの
	工作物	● 高架道路、高架鉄道、横断歩道橋その他これらに類するもの 地上からの高さ　5m以上 ● 橋梁、こ線橋その他これらに類するもの 幅員 12m以上、又は延長 30m以上 ● 上記以外の工作物で、高さ 20m以上	
	特定基地局	● 工作物の確認申請が必要なもの	● 設置、増設等
	開発行為	● 区域面積　5,000 ㎡以上	● 都市計画法第４条第 12 項に規定する開発行為

＊　増築又は改築に係る行為の場合は、当該増築又は改築を行った後の規模が、上記に示す規模以上の場合対象となる。

※１　見付面積とは？

張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積をいう。（屋根部含む）

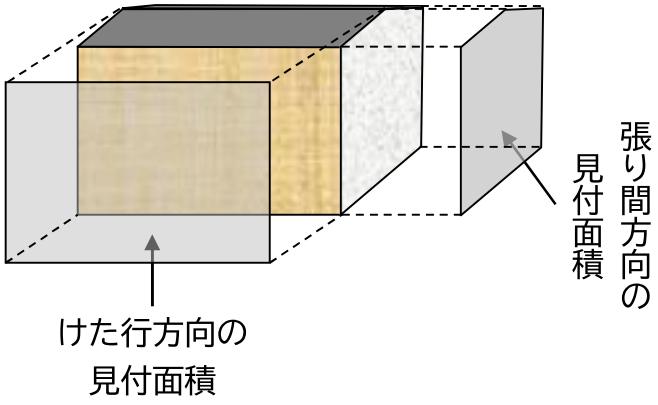

届出が必要な具体例

ケース１）　高さが地盤面から 20m以上ある建築物、工作物の新築

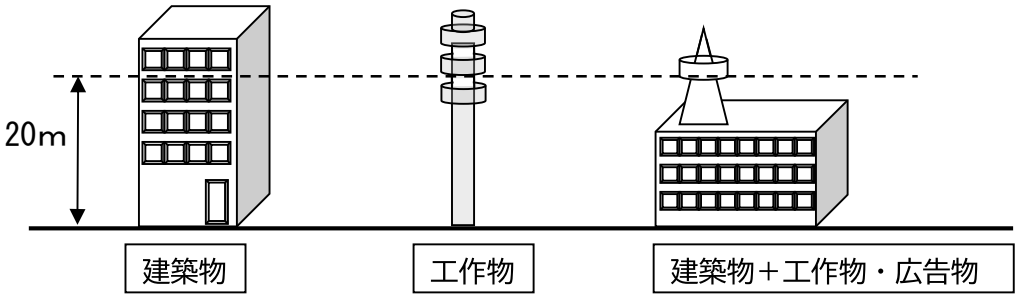

ケース２）　建築物の敷地面積が 5,000 ㎡以上、又は延べ面積が 5,000 ㎡以上、区域面積が 5,000 ㎡以上の開発行為

ケース３）　敷地面積 5,000 ㎡以上又は延べ面積 5,000 ㎡以上の既存建築物を増築する場合

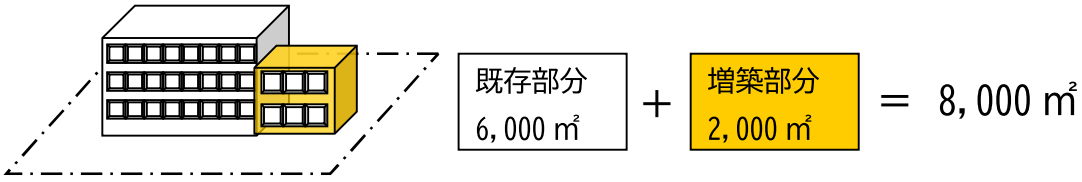

ケース４）　増築後の延べ面積が 5,000 ㎡以上となる場合

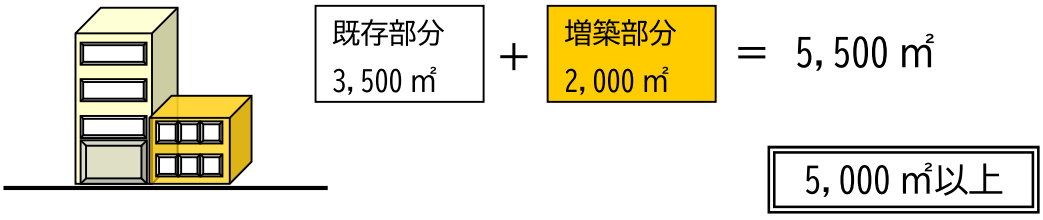

ケース５）　高さが 20m以上の既存建築物を増築する場合

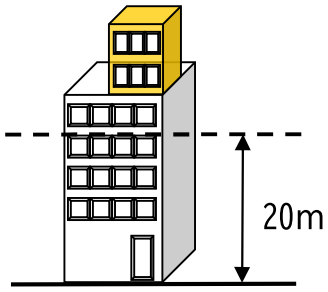

既存部分 22m ＋ 増築部分 ８m ＝ 30m

ケース６）　増築後の高さが 20m以上となる場合

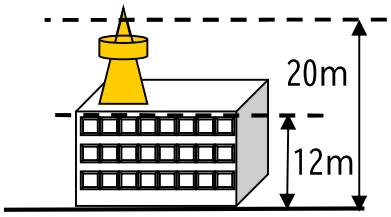

既存部分 12m ＋ 増築部分 ８m ＝ 20m

20m以上

ケース７）　大規模建築物等の見付面積（建築物の一面）の１／２を超える部分の色彩を変更する場合

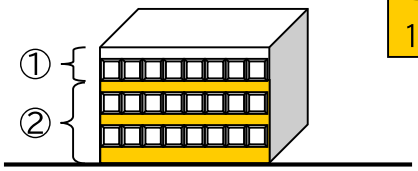

色彩変更部分② 1,000 ㎡ ÷ 見付面積（①＋②） 1,500 ㎡ ＞ 1/2

1/2 超え

ケース８）　大規模建築物等の見付面積（建築物の一面）の１／２を超える部分の模様替えをする場合

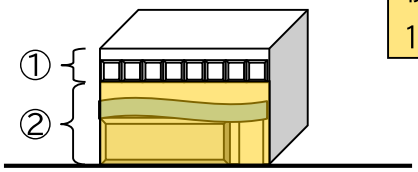

模様替部分② 1,000 ㎡ ÷ 見付面積（①＋②） 1,500 ㎡ ＞ 1/2

1/2 超え

＊大規模建築物等、見付面積については、４ページを参照してください。

２．届出のながれ（フロー図）

行為の構想・計画段階から景観に関する届出等の流れを示しています。

相談や協議の内容を構想・計画に反映するためにも、できるだけ早い段階から相談・協議をお願いします。

（大規模建築物等の建築行為等の届出）

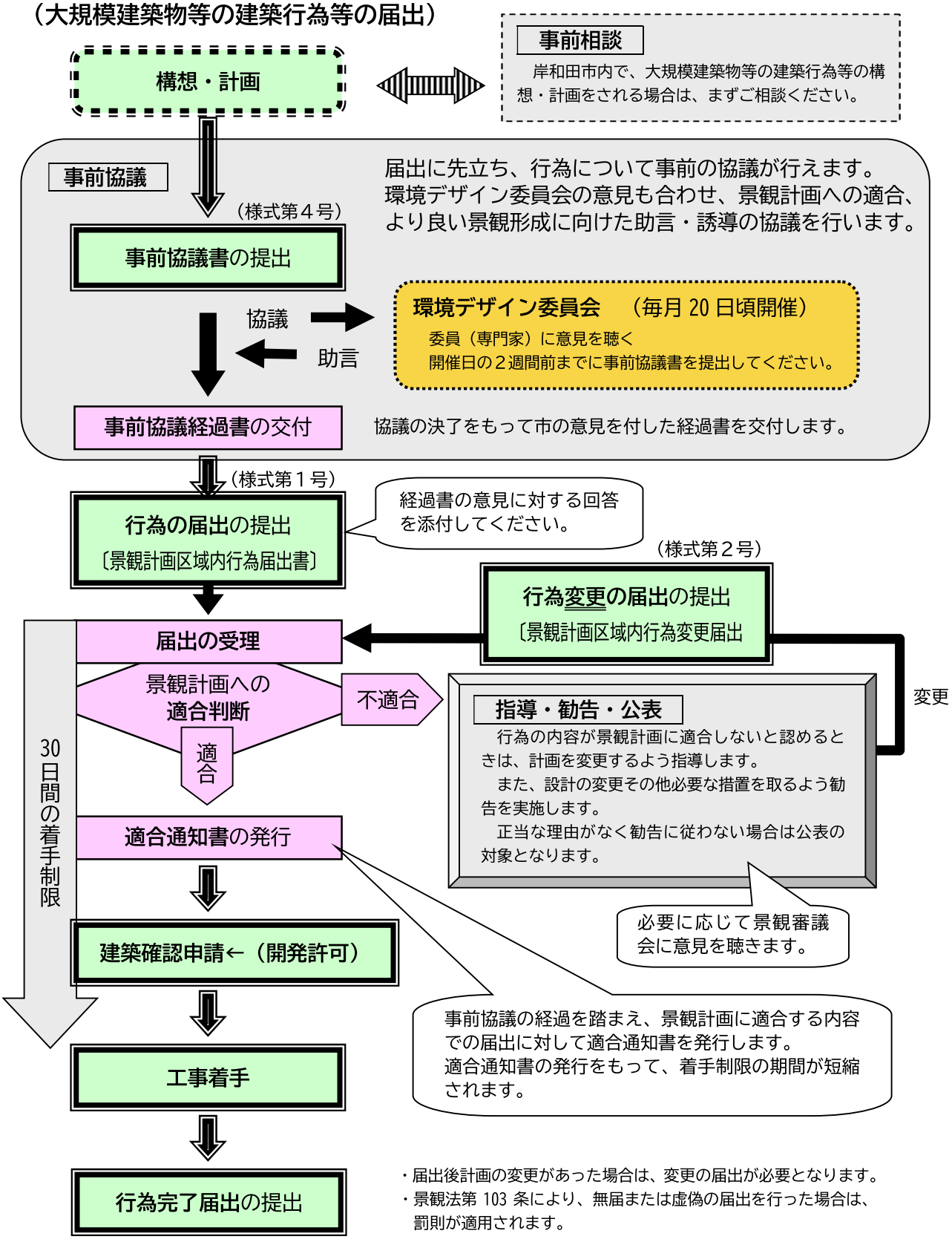

・届出後計画の変更があった場合は、変更の届出が必要となります。
・景観法第 103 条により、無届または虚偽の届出を行った場合は、罰則が適用されます。

公共施設等の建築行為等の通知　（国の機関、地方公共団体が行う行為）

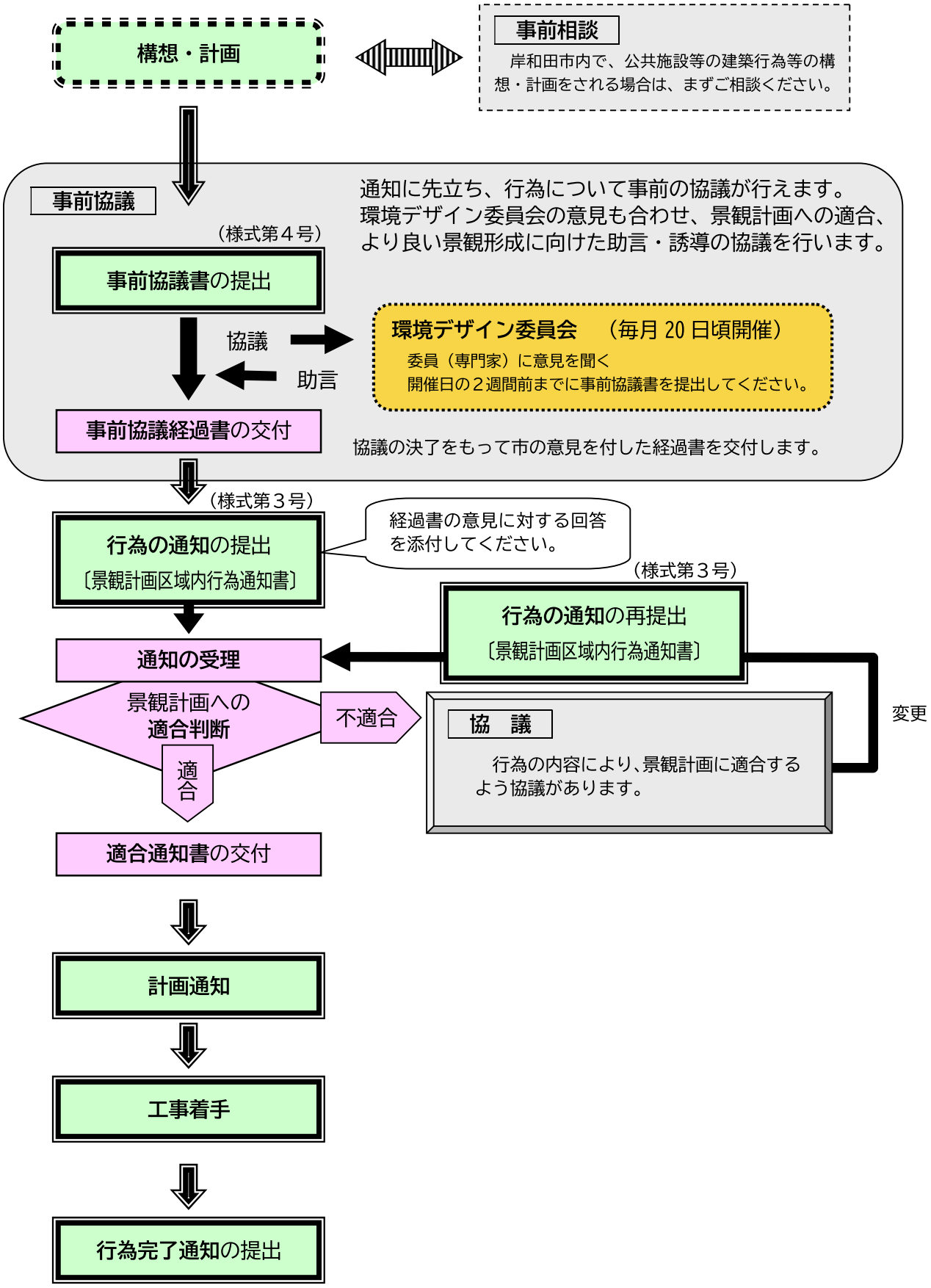

・通知後計画の変更があった場合は、再度通知が必要となります。

３．届出等の方法

景観法に基づく届出に際し、事前に景観計画への適合及び、より良い景観形成を目指したガイドラインに沿った内容で、事前協議（景観配慮事前協議）及び届出（通知）等について、次に示す書類等の提出により行なってください。

（１）事前協議

ア　事前協議書

事前協議書（様式第４号（規則第７条関係））を**２部（正副各１部）**提出して下さい。

環境デザイン委員会にて協議を行う場合は、別途６部（副本）提出してください。

イ　添付図書

添付図書は、**建築物･工作物の場合は別表１**（12 ページ）、**開発行為の場合は別表２**（13 ページ）に示す書類を添付してください。

ウ　環境デザイン委員会

軽微な行為を除き、環境デザイン委員会にて協議を行います。

・環境デザイン委員会は、毎月 20 日ごろ開催します。

・書類の提出期限は開催日の 2 週間前です。出来る限り早い段階で相談して下さい。

※　事前協議終了後、事務局より事前協議経過書を交付いたします。

（２）景観法第 16 条第 1 項に基づく届出〔第 16 条第 5 項に基づく通知〕

ア　景観計画区域内行為届出書（景観計画区域内行為通知書）

事前協議を経た後、景観計画区域内行為届出書（様式第１号（規則第４条関係））〔景観計画区域内行為通知書（様式第３号（規則第５条関係））〕を**２部（正副各１部）**提出して下さい。

※国の機関又は地方公共団体が行う行為については、通知となります。

イ　添付図書

添付図書は、建築物･工作物の場合は別表１（12 ページ）、開発行為については別表２（13 ページ）に示す書類を添付してください。

事前協議経過書の意見に対する回答を添付してください。

ウ　着手制限（景観法第 18 条　行為の着手の制限）

届出が受理されてから **30 日間**を経過した後でなければ、**行為に着手することが出来ません**のでご注意下さい。

届出の内容が**景観計画に適合していると認められる場合は、適合通知書**が**発行**されます。適合通知書の**発行日**を、行為の**着手制限の末日**としますので、翌日より制限が解除されます。

（３）行為等の変更に係る届出〔通知〕

変更の内容により、周辺に影響があるものは、再度環境デザイン委員会の協議を含む**事前協議書**を、再度提出依頼する場合があります。

① 事前協議終了後、景観計画区域内行為の届出〔通知〕以前に変更する場合

周辺への影響のない変更の場合は、変更後の内容で景観計画区域内行為届出書〔景観計画区域内行為通知書〕を提出してください。

② 事前協議終了後、景観計画区域内行為の届出〔通知〕以後に変更する場合

周辺への影響のない変更の場合は、景観計画区域内行為変更届出書を提出してください。なお、国の機関及び地方公共団体は、再度景観計画区域内行為通知書を提出してください。

ア　景観計画区域内行為変更届出書

事前に変更内容について事前協議の要否を含め確認を行い、**景観計画区域内行為変更届出書**（様式第２号（規則第４条関係））を**２部（正副各１部）**提出して下さい。

イ　添付図書

添付図書は、別表１または別表２に示す書類について、**変更に係る箇所を含む書類を添付**してください。なお、変更内容が確認できるよう、**変更前と変更後の対照**を行なってください。

ウ　届出期限

行為の変更届は、**変更部分の行為の着手する 30 日前まで**に届け出なければなりません。変更部分の景観制限事項への適合について審査しますので、できるだけ早い時期に届出をお願いします。

③　変更の届出を要しない変更

行為の設計や施行方法に関する変更であっても、外観に影響しない屋内の設計の変更や、屋外であっても中庭部分の色彩や樹木の変更などのように、**敷地の外から見ることができない変更**、若しくは、景観形成に影響を与えない**軽微な変更**は、変更に関する届出を要しないものとします。

軽微な変更は、次に掲げる項目のいずれにも該当する場合

（1）　建築物等の配置、規模及び形態の変更以外の変更
（2）　建築物等の外観の色彩及び素材の変更以外の変更
（3）　植栽する樹木の位置及び種類の変更以外の変更

④　届出者に係る変更

届出者等において行為の権利、義務の継承があった場合や、住所及び氏名（法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）に変更があった場合は、景観計画区域内行為変更届出書にて届出を行ってください。

ア　景観計画区域内行為変更届出書

　景観計画区域内行為変更届出書（様式第２号（規則第４条関係））を正１部提出してください。

イ　添付図書

　行為の権利、義務の継承があった場合、継承者により届出される場合は、被継承者の同意書、被継承者により届出される場合は、継承者の同意書を添付してください。なお、連名にて届出がなされる場合は、同意書の添付は不要とします。

ウ　届出期限

　届出の期限はありませんが、届出がなされるまで変更を行ないませんので速やかに届け出てください。

※　事前協議の終了後、行為の届出までの間に行為の権利、義務の継承があった場合は、景観計画区域内行為の届出については、事前協議の協議内容を引き継ぐため、被継承者の同意及び協議経過を遵守する旨の誓約を添付のうえ継承者により届出を行なってください。

⑤　行為の期間に係る変更

着手予定日または完了予定日の変更がある場合は、景観計画区域内行為変更届出書にて届出を行ってください。

ア　景観計画区域内行為変更届出書

　景観計画区域内行為変更届出書（様式第２号（規則第４条関係））を正１部提出してください。

（４）行為等の完了または中止に係る届出〔通知〕

ア　景観計画区域内行為(完了･中止)届出書〔通知書〕

　行為等が完了または中止となった場合は、**景観計画区域内行為(完了・中止)届出書**（様式第６号（規則第 10 条関係）〔景観計画区域内行為(完了・中止)通知書（様式第７号（規則第 10 条関係））〕を、**正１部**（受領確認が必要な場合は副１部）提出してください。

イ　添付図書

　添付図書は、別表３（13 ページ）の示す書類を添付してください。

ウ　届出期限

　期限はありませんが、完了後または中止決定後速やかに提出してください。

別表１　添付図書　（建築物／工作物について）

２部（正副各１部）提出して下さい。

環境デザイン委員会にて協議を行う場合は、別途６部（副本）提出してください。

書類の種類	縮尺	明示すべき事項等
①　委任状（参考様式）		・委任する者及び委任を受ける者の住所、氏名、連絡先を記入してください。 事前協議の提出時から変更がない場合は不要（写しも可）
②付近見取図	1/2,500	・行為地の位置及び周辺の状況を表示する図面
③自己診断カルテ （景観配慮事項説明書）		・景観形成について、配慮した事項を記載し、景観形成基準に適合しているか届出者で自己チェックをしたもの
④景観誘導図		・図面上に行為地を表示してください。 （行為地の基本景観区等の特性を把握し、その基本計画等における景観形成の方針を理解し、景観形成に活用してください。）
⑤現況カラー写真	Ｌ版以上	・行為地及び行為地周辺の状況を示す写真 ・撮影日時を記入してください。
⑥写真撮影位置図		・写真を撮影した位置、方向を示してください。
⑦配置図　・ 土地利用計画図	1/100以上	・縮尺、方位、敷地境界線、道路位置（幅員明記）、建築物等、緑地、駐車場の配置及び隣地の状況を示してください。
⑧各面の立面図（彩色）	1/50 以上	・立面図（4 面）に彩色してください。 ・縮尺、各部分の仕上げ方法及び色彩並びに屋外付帯施設を表示してください。 ・色彩の表示は、マンセル表色系により示してください。
⑨各階の平面図	1/100以上	・工作物は除きます。
⑩断面図	1/100以上	・隣地も含めた敷地の断面を示してください。
⑪外構平面図	1/100以上	・門、塀、垣、柵、擁壁、玄関回り、敷地内通路、庭園、植栽等の敷地内の外部構成を記載してください。 ・門、塀等については、材質及び色彩（マンセル表色系）、また植栽については、樹木の配置、種類、規格（高さ・枝張り）及び数量等を記載してください。
⑫完成予想図（彩色）		・周辺の状況を含む着色した建築物等の完成予想図または、行為地及び周辺の土地の状況を示すカラー写真に、着色した完成予想建築物等の状況を示す図を合成したものとします。 ・完成予想図を作成するに当たっては視点場の調査を行い、その内の重要な視点場での予想図とし、広告物、看板等も含め、計画中のものをできるかぎり図示してください。ただし、小規模な行為であって、必要がないと認められるものを省略することは可能です。
⑬見付面積等計算表		・各面の見付面積とアソートカラー・アクセントカラーまたは外観変更部分の見付面積に対する割合を算出してください。
⑭参考資料等		・必要に応じ、行為の計画内容を具体的に説明できる資材等のカタログ、見本等を添付してください。（正本のみでも可）
⑮事前協議経過書の回答		・届出書（通知書）の提出の際は事前協議経過書の意見に対しての回答が必要となります。

【備　考】

1. 色彩の表示についてマンセル値表示ができない場合は、素材のサンプル等を持参してください。
2. ⑬見付面積等計算表は、色彩基準範囲外の色を使用する場合又は２分の１を超える外観変更（修繕、模様替、色彩変更）を行う場合に添付してください。
3. 図面の縮尺及び内容の詳細については上記を標準とし、行為の規模、内容等により調整してください。
4. 届出書等の大きさは、書面は A4 判、図面は A3 判を標準とし、行為の規模、形状、内容等により、適宜必要な大きさとしてください。
5. その他市長が必要と認めて指示する書類を添付してください。
6. 届出書等の様式は 23 ページ以降をご覧ください。市ホームページに Word データを掲載しています。

別表２　添付図書　（開発行為について）

２部（正副各１部）提出して下さい。

環境デザイン委員会にて協議を行う場合は、別途６部（副本）提出してください。

書類の種類	縮尺	明示すべき事項等
①　委任状（参考様式）		・委任する者及び委任を受ける者の住所、氏名、連絡先を記入してください。 事前協議の提出時から変更がない場合は不要（写しも可）
②付近見取図	1/2,500	・開発区域の位置及び周辺の状況を表示する図面
③自己診断カルテ （景観配慮事項説明書）		・景観形成について、配慮した事項を記載し、景観形成基準に適合しているか届出者で自己チェックをしたもの
④景観誘導図		・図面上に行為地を表示してください。 （開発区域の基本景観区等の特性を把握し、その基本計画等における景観形成の方針を理解し、景観形成に活用してください。）
⑤現況カラー写真	Ｌ版以上	・開発区域及び開発区域周辺の状況を示す写真 ・撮影日時を記入してください。
⑥写真撮影位置図		・写真を撮影した位置、方向を示してください。
⑦現況平面図	1/100 以上	・開発区域周辺を含む現況平面図とします。
⑧土地利用計画図	1/100 以上	・縮尺、方位、敷地境界線、道路位置（幅員明記）、建築物等、緑地、駐車場の配置及び隣地の状況を示してください。
⑨造成計画図	1/100 以上	
⑩造成計画断面図	1/100 以上	・隣地も含めた敷地の断面を示してください。
⑪公共施設計画図	1/100 以上	・公園、道路等の施設計画を記載してください。 ・柵、遊具、照明器具等については、材質及び色彩（マンセル表色系）、また植栽については、樹木の配置、種類、規格（高さ・枝張り）及び数量等を記載してください。
⑫参考資料等		・必要に応じ、行為の計画内容を具体的に説明できる資材等のカタログ、見本等を添付してください。（正本のみでも可）

【備　考】

1. 色彩の表示についてマンセル値表示ができない場合は、素材のサンプル等を持参してください。
2. 図面の縮尺及び内容の詳細については上記を標準とし、規模、内容等により調整してください。
3. 届出書等の大きさは、書面は A4 判、図面は A3 判を標準とし、開発行為の規模、形状、内容等により、適宜必要な大きさとしてください。
4. その他市長が必要と認めて指示する書類を添付してください。
5. 届出書等の様式は 23 ページ以降をご覧ください。市ホームページに Word データを掲載しています。

別表３　添付図書　完了または中止の届出[通知]について

１部（正本のみ）提出して下さい。（副本を提出いただければ、受付印を押印し返却します。）

書類の種類	縮尺	明示すべき事項等
①　委任状（参考様式）		・委任する者及び委任を受ける者の住所、氏名、連絡先を記入してください。 事前協議の提出時から変更がない場合は不要（写しも可）
②現況カラー写真	Ｌ版以上	・２方向以上から全景を示す写真を添付してください。 ・完了届は、景観への配慮項目の状況を示す写真を添付してください。 ・撮影日時を記入してください。
③写真撮影位置図		・写真を撮影した位置、方向を示してください。

【備　考】

1. 届出書等の大きさは、書面は A4 判、図面は A3 判を標準としてください。
2. その他市長が必要と認めて指示する書類を求める場合があります。
3. 届出書等の様式は 28、29 ページをご覧ください。市ホームページに Word データを掲載しています。

別図-２　景観配慮地区

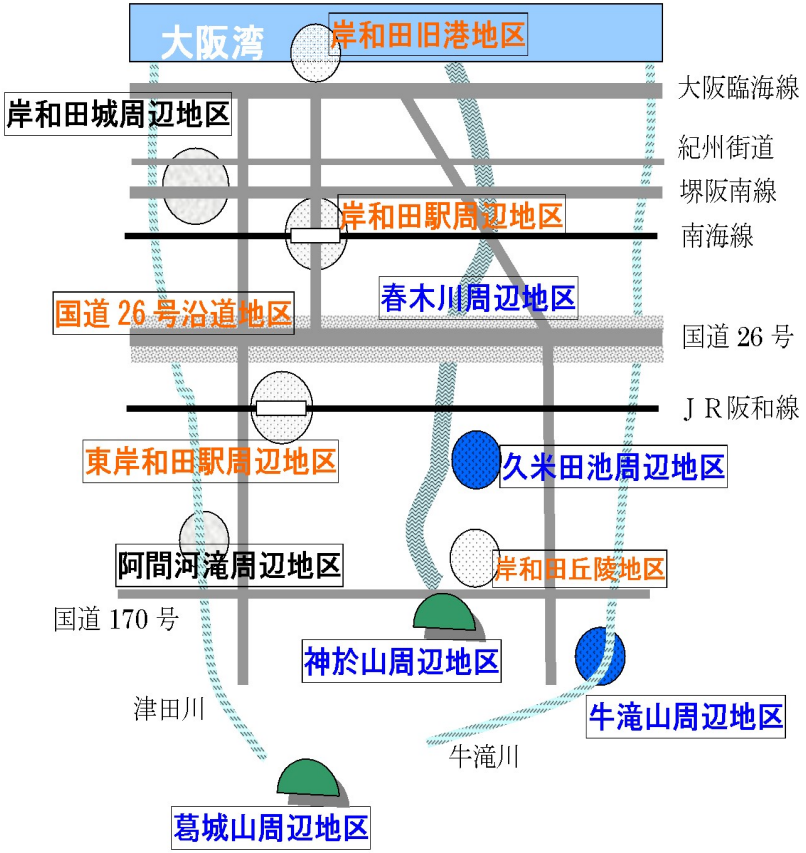

別図-１　景観計画区域　基本景観区　基本景観軸

４．記入例等　【仮想の建築行為（共同住宅の新築）を想定し、記入例を作成しています。】

（１）事前協議書の記入例

各様式はホームページに Word データを掲載しています

様式第４号（第７条関係）

事　前　協　議　書

令和○○年　○月○○日

岸和田市長　様

※1　住　所　◇◇市◇◇町１番２号
氏　名　株式会社　○○○
代表取締役　○○　○○
電話番号　０７２－４５６－７８９０
（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

岸和田市景観条例第 16 条の規定により、景観計画区域内における行為について次のとおり事前協議を求めます。

※2	行為の場所		岸和田市　△△町　３４番、３５番１、３６番の一部			
※3	区域の区分	重点地区	－ 地区			
		基本景観区	□ 臨海景観区　□ 旧市街地・歴史景観区　□ 沿道型市街地景観区 ■ 新市街地住宅景観区　□ 里の景観区　□ 自然緑地景観区			
		基本景観軸	⑥ 旧街道景観軸（○○街道）			
		景観配慮地区	－ 地区			
※4	都市計画の地域地区等	用途地域	第一種住居地域	建ぺい率	６０％	□防火　□準防火
		その他	－	容積率	２００％	■その他
※5	行為の種類	■ 建築物	■ 新築又は新設　□ 増築　□ 改築　□ 移転			
		□ 工作物	□ 外観の変更（□修繕　□模様替）　□ 色彩の変更			
		■ 開発行為				
※6	設計又は施行の方法	建築物	① 用途（種類）	共同住宅		
			② 敷地面積	５，６７８．９０㎡		
			③ 建築面積	２，３４５．６７㎡		
			④ 延べ面積	１０，９８７．６５㎡		
		工作物	⑤ 外観の変更面積	－ ／ －㎡		
			⑥ 高さ	２３．４０ｍ		
			⑦ 構造・階数	鉄骨造　地上５階地下０階		
			⑧ 色彩（マンセル表色系にて表示）	ベーシックカラー	１０ＹＲ７．５／１	
				アソートカラー	５ＹＲ６／１	
		開発行為	⑨ 開発区域面積	５，８９０．１２㎡		
			⑩ 行為の目的及び概要	共同住宅の建築		
※7	行為の期間	着手予定日	令和○○年　４月１５日	完了予定日	令和○○年１２月２５日	
※9	代理者	住所	□□市　□□　５番　６号		担当　△△	
		氏名	□□□設計株式会社　代表取締役　○○　○○		電話　072-109-8765	
※10	設計者	住所	△△市　△△　７番　８号			
		氏名	○○設計事務所　代表　□□　□□		電話　072-432-1098	
※11	施工者	住所				
		氏名	未定		電話	
※12	特記事項				※受付欄	

※印の欄は記入しないでください。

（２）景観計画区域内行為届出書の記入例

様式第１号（第４条関係）

景観計画区域内行為届出書

令和〇〇年　〇月〇〇日

岸和田市長　様

※1 届出者　住所　◇◇市◇◇町１番２号
氏名　株式会社　〇〇〇
代表取締役　〇〇　〇〇
電話番号　０７２－４５６－７８９０
（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

景観法第16条第１項の規定により、景観計画区域内における行為について次のとおり届け出ます。

※2	行為の場所		岸和田市　△△町　３４番、３５番１、３６番の一部			
※3	区域の区分	重点地区	－　地区			
		基本景観区	□臨海景観区　□旧市街地・歴史景観区　□沿道型市街地景観区 ■新市街地住宅景観区　□里の景観区　□自然緑地景観区			
		基本景観軸	⑥　旧街道景観軸（〇〇街道）			
		景観配慮地区	－　地区			
※4	都市計画の地域地区等	用途地域	第一種住居地域	建ぺい率	６０％	□防火　□準防火
		その他	－	容積率	２００％	■その他
※5	行為の種類	■建築物	■新築又は新設　□増築　□改築　□移転			
		□工作物	□外観の変更（□修繕　□模様替）　□色彩の変更			
		■開発行為				
※6	設計又は施行の方法	建築物 ①	用途（種類）	共同住宅		
		建築物 ②	敷地面積	５，６７８．９０㎡		
		建築物 ③	建築面積	２，３４５．６７㎡		
		建築物 ④	延べ面積	１０，９８７．６５㎡		
		建築物 ⑤	外観の変更面積	－／－㎡		
		工作物 ⑥	高さ	２３．４０ｍ		
		工作物 ⑦	構造・階数	鉄骨造　地上５階地下０階		
		工作物 ⑧	色彩（マンセル表色系にて表示）	ベーシックカラー	１０ＹＲ７．５／１	
				アソートカラー	５ＹＲ６／１	
		開発行為 ⑨	開発区域面積	５，８９０．１２㎡		
		開発行為 ⑩	行為の目的及び概要	共同住宅の建築		
※7	行為の期間	着手予定日	令和〇〇年　４月１５日	完了予定日	令和〇〇年１２月２５日	
※8	事前協議	令和〇〇年　１月　１２日提出　受付番号　第　〇〇　号				
※9	代理者	住所　□□市　□□　５番　６号 氏名　□□□設計株式会社　代表取締役　〇〇　〇〇		担当　△△ 電話　072-109-8765		
※10	設計者	住所　△△市　△△　７番　８号 氏名　〇〇設計事務所　代表　□□　□□		電話　072-432-1098		
※11	施工者	住所　〇〇市　〇〇　９番　１０号 氏名　株式会社　△△△　代表取締役　△△　△△		電話　072-765-4321		
※12	特記事項			※受付欄		

※印の欄は記入しないでください。

（３）事前協議書・景観計画区域内行為届出書の記入要領

事前協議書及び景観計画区域内行為届出書の記入要領を説明します。前２頁の記入例とあわせて参考にしてください。

なお、事前協議書と景観計画区域内行為届出書の記載項目等はほぼ同一ですが、事前協議においては、「届出」を「申出」と読み替えてください。

※１　届出者

届出義務者は、建築物の場合は建築主、工作物の場合は築造主です。

住所、氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）、電話番号を記入してください。

※２　行為の場所

届出に係る建築物又は工作物の所在地の地名地番を記入してください。

※３　区域の区分

別図-１、別図-２（14 ページ）を参考に、行為の場所が含まれる基本景観区をチェックし、重点地区、基本景観軸、景観配慮地区の名称を記入してください。複数の基本景観軸等に含まれる場合は、すべての名称を記入してください。

※４　都市計画の地域地区等

行為の場所の都市計画法に基づく用途地域、地区計画等、建ぺい率、容積率、防火・準防火などを記入してください。

※５　行為の種類

該当する行為をチェックしてください。同一の施工にて複数の行為がある場合は、同一の届出書にて届け出ることが可能です。（例：増築と既存部分の色彩変更）

※６　設計又は、施行の方法

建築物、工作物及び開発行為の内容について、各項目を次の記入要領を参考に記載してください。増築、改築、外観の変更、色彩の変更等において計画の行為が、建築物の一部となる場合は、各項目において２段書きとし、上段に計画の行為部分、下段に完了後の全体面積（例　増築の際の延べ面積：増築延べ面積／全体延べ面積）を記入してください。

① 用途（種類）

建築物は、住居、事務所、店舗、工場、倉庫等の用途の種類、工作物は、高架道路、高架鉄道、煙突、塔、製造施設など、岸和田市景観条例等施行規則第２条各号で掲げる種類を記入してください。

② 敷地面積

届出に係る建築物又は工作物が存する敷地の面積。建築物は、建築基準法施行令第２条第１項第１号の規定によるものとし、工作物は準用してください。

③ 建築面積

建築物は、建築基準法施行令第２条第１項第２号の規定によるものとします。工作物は同項第５号の規定による築造面積を記入してください。

④ 延べ面積

建築物は、建築基準法施行令第２条第１項第４号の規定によるものとします。

⑤　外観の変更面積

　外観を変更することとなる修繕等や色彩、材質の変更に係る行為の場合は、変更する部分の面積を上段に、変更する部分と変更しない部分の合計面積を下段に記入してください。見付面積等計算表が必要となります。

⑥　高さ

　地盤面からの高さとします。建築物と工作物が一体となる場合は、合わせた高さを記入してください。

⑦　構造・階数

　構造については、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。階数については、届出に係る建築物が複数ある場合はすべての建築物について記入してください。

⑧　色彩

　建築物等の外壁、外観の基調色を、マンセル表色系により記入してください。

　なお、詳細は、立面図に着色し、マンセル表色系による表示をしてください。

⑨　開発区域面積

　開発行為をする土地の区域の面積とします。

⑩　行為の目的及び概要

　共同住宅の建築、戸建分譲住宅地の造成など開発行為の目的、概要を記入してください。

※7　行為の期間

　届出に係る建築物又は工作物の着工及び完了（竣工）の予定日を記入してください。

※8　事前協議

　事前協議終了後交付する事前協議経過書をもとに記入してください。

※9　代理者

　代理者が届出等を行う場合、代理者の住所、氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）、電話番号を記入してください。

　委任状が必要となります。（届出書の際は、事前協議書提出時と変更がなければ不要）

※10　設計者

　設計者の住所、氏名、電話番号を記入してください。

※11　施工者

　施工者の住所、氏名、電話番号を記入してください。事前協議時点で施工者が未定の場合は「未定」と記入してください。

※12　特記事項

　届出に係る建築物等について、景観形成のために特に配慮した事項、他法令等により、色彩等が規定されている場合などを記入してください。

※　その他

　必要項目が多く、各欄内等で記入できない場合は、裏面または別紙に記載し、当該欄内にその旨を記入してください。（例　別紙参照、裏面に記載）

（４）景観計画区域内行為変更届出書の記入例

様式第２号（第４条関係）

景観計画区域内行為変更届出書

令和○○年　5月２０日

岸　和　田　市　長　　様

届　出　者　住　　所　◇◇市◇◇町１番２号
氏　　名　株式会社　○○○
代表取締役　○○　○○
電話番号　０７２－４５６－７８９０
（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

景観法第 16 条第１項の規定に基づく届出に係る事項を変更したいので、同条第２項の規定により次のとおり届け出ます。

景観計画区域内行為届出日		令和○○年　3月１５日	※受付番号　第　　号
行　為　の　場　所		岸和田市△△町　３４番、３５番１、３６番の一部	
区域の区分	重点地区	－　　地区	
	基本景観区	□ 臨海景観区　□ 旧市街地・歴史景観区　□ 沿道型市街地景観区 ■ 新市街地住宅景観区　□ 里の景観区　□ 自然緑地景観区	
	基本景観軸	⑥　旧街道景観軸（○○街道）	
	景観配慮地区	－　　地区	
行為の種類	■ 建築物	■ 新築又は新設　□ 増築　□ 改築　□ 移転	
	□ 工作物	□ 外観の変更（□修繕　□模様替）　□ 色彩の変更	
	■ 開発行為		
変更の内容	変更前	変更後	
	延べ面積　１０，９８７．６５㎡ 完了予定日　令和○○年１２月２５日	延べ面積　１０，９２１．０９㎡ 完了予定日　令和○△年　２月１５日	
変更の理由	周辺住民との協議により日照確保のため、５階居室の一部を取りやめ、予定建築物を変更し、工期を延長する。		
変更に係る行為の期間	着手予定日　令和○○年　4月１５日	完了予定日	令和○△年　2月１５日
代　理　者	住　所　□□市　□□　５番　６号 氏　名　□□□設計株式会社　代表取締役　○○　○○		担当　△△ 電話　072-109-8765
設　計　者	住　所　△△市　△△　７番　８号 氏　名　○○設計事務所　代表　□□　□□		電話　072-432-1098
施　工　者	住　所　○○市　○○　９番　１０号 氏　名　株式会社　△△△　代表取締役　△△　△△		電話　072-765-4321
特記事項			※受付欄

変更の内容には、景観計画区域内行為届書の内容より、変更となる項目についてのみ記入してください。

※印の欄は記入しないでください。

（５）景観計画区域内行為（完了・中止）届の記入例

様式第６号（第 10 条関係）

景観計画区域内行為(完了・~~中止~~)届出書

令和○△年　2月 16日

岸 和 田 市 長　様

届 出 者 住　所　◇◇市◇◇町１番２号
氏　名　株式会社　○○○
代表取締役　○○　○○
電話番号　０７２－４５６－７８９０
(法人その他の団体にあっては，主たる事務所の所在地，名称及び代表者の氏名)

景観法第 16 条 第１項 第２項 の規定により届出を行った、景観計画区域内の行為を 完了 ~~中止~~ したので、

岸和田市景観条例第 23 条の規定により次のとおり届け出ます。

景観計画区域内行為届出日		令和○○年　3月 15日	※受付番号　第　　号
行　為　の　場　所		岸和田市　△△町　３４番、３５番１，３６番の一部	
行為の種類	■ 建 築 物	■ 新築又は新設　□ 増 築　□ 改 築　□ 移 転	
	□ 工 作 物	□ 外観の変更（□修繕　□模様替）　□ 色彩の変更	
	■ 開発行為		
完了	行為の着手日	令和○○年　4月　15日　着手	
	行為の完了日	令和○△年　2月　15日　完了	
中止	行為の着手日	年　月　日　着手	
	行為の中止日	年　月　日　中止	
	中止の理由		
代　理　者	住　所　□□市　□□　５番　６号 氏　名　□□□設計株式会社　代表取締役　○○　○○	電話　072-109-8765	
特記事項		※受付欄	

※印の欄は記入しないでください。

〔本書 14 ページ〕別図-１と別図－２を参考に、行為の場所の基本景観区等を記入してください

自己診断カルテ（景観配慮事項説明書）【建築物】

該当する景観区等を記入	基本景観区	基本景観軸	景観配慮地区
	（新市街地住宅景観区）	（旧街道景観軸（〇〇街道））	（　—　）

(1)共通事項　計画地の周辺にどのような景観の構成要素が点在しているか、その場所にあった景観特性を読み取り、どのような配慮をしたか

特性		誘導基準	配慮事項	評価	配慮事項記入欄
A 地域特性	I 自然特性 / II 社会 歴史特性	1. 基本景観区、基本景観軸、景観配慮地区における方針や各地域の特性(自然・社会歴史・ふるさと)に考慮し、建築物等の配置・規模・形態等について、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること	●建築物等の配置・規模・形態等について、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮しているか	◎	・本計画地は、沿道型市街地景観区に位置し、旧街道景観軸に面することから、建物配置を道路側よりセットバックを行い、道路への圧迫感を抑えるよう配慮した。
		a. 建築物等の建つ場所の地形や緑の自然特性を活かすよう工夫する	●良好な緑・水辺等を保全したり そこへの見通しを考慮した建築物等の造成・配置・形態等に配慮しているか ●地形の持つ高低差を建築物等の造成・配置・形態等に活かす工夫しているか	◎	・山並みへの見通しを確保できるよう配置計画を行なった。 ・植栽には、周辺に良くみられる照葉樹をベースとし四季を感じる花木、落葉樹を配置した。
		b. 岸和田固有の歴史文化の継承・発展や、新たな文化創出に向け工夫する	●歴史的景観資源等に配慮しているか	×	
	III ふるさと性	c. 地域固有の景色から受ける安らぎ、原風景について配慮をする	●地域らしさを明確にするため、地域景観の先導をはたすよう工夫しているか ●人に親しまれつつ、安らぎや懐かしさを持つよう工夫しているか	○	
B まちなみ特性	I 美観性	2. 境界領域に対して、まちなみの連続性等景観上の配慮を行うこと	●前面道路や周辺建築物等の形態等、まちなみが持つスケールに配慮しているか	◎	・隣接建築物と壁面線を合わすことにより連続性を確保するよう配慮した。
		3. 建築物等の配置・意匠に工夫すること	●建築物等の配置・意匠を工夫しているか	◎	・切妻屋根を採用し周辺への圧迫感を抑えるよう配慮した。
		d. エッジ、スカイラインに対する配慮をする	●まちかどづくり、屋根等の形態に配慮しているか	◎	

② 建築物の建築等

特性		誘導基準	配慮事項	評価	配慮事項記入欄
C 建築特性	I 機能性	4. 暮らしやすさ住みやすさ等に配慮した配置及びデザインを工夫する	●暮らしやすさ住みやすさに配慮した配置及びデザインを追及しているか	◎	・安全の確保のため、自動車、自転車、歩行者の導線を分離し、またバリアフリーとなるよう配慮した。
		5. 時間の経過により味わいの出る工夫をする	●時間の経過によって味わいが出るよう工夫しているか	○	・エントランス部分を自然石敷とし、天候や時間の変化を感じられるよう工夫した。
		6. ヒューマンスケールの造りとなるよう工夫する	●ヒューマンスケールの造りとなるよう工夫しているか	◎	・壁面の色彩について分節化を図ること、またバルコニーの形状・素材を工夫することにより、建物に表情を生み出すよう配慮した。
		7. 色彩や素材に考慮し、分節などにより威圧感を感じさせない工夫をする	●威圧感を軽減するような工夫をしているか	◎	
		e. 地理が分かりやすい構成とする	●地理が分かりやすい構成としているか	○	・付属施設も含め、全面道路との平行線を基準線として配置計画を行なった。
	II 視覚性	8. 外壁、屋根、外構等の材質、色彩等について、美観上の配慮をする	●外壁、屋根、外構等の材質、色彩等について、美観上の配慮をしているか	◎	・外壁の色彩について、カラーフレーム〔A〕より10YR8/0.5をベース色とし上品でやさしさを感じる色彩とした。
		9. 周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない	●著しく突出した意匠とならないよう配慮しているか。	◎	・花木や落葉樹を配置することにより四季を感じられるよう工夫した。
		f. まちの景観を先導するような役割を果たすデザインを工夫する	●単に目立てば良いというものでなく、まちの景観を先導するような役割を果たすデザインを工夫しているか	○	
		g. 四季の変化があって豊かな表情となるように配慮をする	●四季の変化があって豊かな表情となるように配慮しているか	◎	
	III 環境性	10. 屋上などの活用も考慮し、緑が豊かであるような配慮をする	●屋上、壁面、駐車場などを利用し、緑豊かとなるよう配慮しているか	○	・道路側をセットバックし植栽空間とすることにより緑豊かなるものとした。
		11. 道路等の公共空間から眺めることの出来る箇所は、できるだけ生垣などにより緑化に努める	●敷際等の緑化により緑の表情に努めているか	◎	・立体駐車場には一部壁面緑化を実施し圧迫感を抑え緑化への対応に配慮した
		h. 水と緑が豊かであるような配慮をする	●水と緑が豊かであるような配慮をしているか	◎	
		i. 環境循環系に配慮をする	●雨水の大地への浸透や再利用に努めるなど環境循環系に配慮しているか	×	
		j. 多種多様な生物の生息が可能な環境づくりのための工夫をする	●多種多様な生物の生息が可能な環境づくりのための工夫をしているか	×	
D 付属施設		12. 駐車場、駐輪場、屋外階段、高架水槽などの付属施設は、配置や形態、色彩を工夫し、建築物の意匠と一体的にするなど、周辺との調和に配慮する		◎	・付属施設について建築物と一団となすよう配置、意匠に配慮を行なった。また色彩についても隣地区物と同系色とした。
		13. 生垣などの植栽やルーバー等により目立たないよう配慮する		◎	・出入り口部分は、出入りする人や車両と、道路を通行する人と車両との死角を作らないよう配慮し配置計画を作成した。
		k. 駐車場は、駐車スペースなども利用し、出来る限り緑化に努め、周辺と調和するよう配慮する。特に、出入口付近は、植栽や花壇を設け、また、周囲にフェンス等の付帯施設を設置する場合は意匠に配慮する		○	
		l. 立体駐車場については、壁面緑化やルーバー等により、無機質感や圧迫感を軽減し、建物本体や周辺と調和するよう配慮する		◎	
E 付帯設備		14. クーラーの室外機、給排水管、ダクトなどの屋外付帯設備は、道路等の公共空地から目立たないように配慮する		◎	・各居室の室外機、物干し台等は、バルコニーの床面に配置し外部からの視界をさえぎるよう半透過のバルコニーとした。
		15. バルコニーなどは、景観を損なうものが直接見えにくい構造・意匠とする		◎	・屋外廊下について単調なるのとならないよう意匠を工夫した。また間接照明による照明とし夜間の表情を工夫した。。
G その他	I 屋外広告物等	18. 建物看板などは、材料、大きさ、色彩、設置場所、数量に考慮し、周囲と調和するよう配慮する		○	・建物名称の表示は最小限に抑え、エントランス付近の照明も、足元照明を中心に必要な明るさを確保するよう計画した。
		o. 照明等は、過剰な光源とならないよう努め、光源の色彩や点滅などは周辺環境に配慮する		◎	
	II その他	19. 交差点、まちかど多くの視線を集める場所に建つ場合には、建築物の意匠に特に配慮する		—	・自動車、自転車、歩行者の導線を分離し、出入り口部分は、出入りする人や車両と、通行する人と車両との死角を作らないよう配慮し配置計画を作成した。
		p. すべての人々が安全かつ快適に利用できるよう、歩車分離など、人へのやさしさと思いやりを考慮し、材質・形態・意匠・配置に配慮する		◎	
		q. 開発行為については、現況の地形をいかし、長大な法面やよう壁が生じないよう配慮すること。また、法面やよう壁は、緑化や形態による修景等により、周辺と調和するよう配慮する		—	
		r. 土地の開墾、土石の採取、木竹の伐採については、適度に樹木等を残す、あるいは、必要に応じて植樹に努め、環境及び周辺と調和するよう配慮する		—	
H 色彩		20. 地域の特性を把握し、周辺のまちなみや自然環境との調和を考慮した色彩を基本とする		◎	・外壁の色彩について、カラーフレーム〔A〕より10YR8/0.5をベース色とし上品でやさしさを感じる色彩とした。
		21. 外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑などの存在や周辺のまちなみ景観を妨げないよう色彩基準により配慮する		◎	
その他 配慮した事項					

☆16・17・m・nの基準は工作物用自己診断カルテに記載。

＊ 評価 ◎：十分配慮した　○：配慮した　×：配慮できなかった　－：非該当　★ 誘導基準1～21は景観形成基準のため必ず評価してください。【◎・○】の場合はその配慮事項も記入して下さい ★

自己評価を行って◎、〇、×で記入し、配慮した内容を記入してください。

（７）景観誘導図の記入例

※　景観誘導図について

景観誘導図に行為地の位置を赤色で記入し、行為地が含まれる基本景観区や、景観軸等について確認してください。なお本図は、別図-１と同一の図です。

様　式　集

様式１　景観計画区域内行為届出書　・・・　24

様式２　景観計画区域内行為変更届出書　・・・　25

様式３　景観計画区域内行為通知書　・・・　26

様式４　事前協議書　・・・　27

様式６　景観計画区域内行為（完了・中止）届出書　・・・　28

様式７　景観計画区域内行為（完了・中止）通知書　・・・　29

自己診断カルテ（景観配慮事項説明書）【建築物】　・・・　30

自己診断カルテ（景観配慮事項説明書）【工作物】　・・・　31

景観誘導図　・・・　32

※　市ホームページで Word データのダウンロードが可能です。

様式第１号　（第４条関係）

景観計画区域内行為届出書

年　　月　　日

岸　和　田　市　長　　様

届　出　者　住　　所
氏　　名

電話番号
（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

景観法第 16 条第１項の規定により、景観計画区域内における行為について次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="2">行　為　の　場　所</td><td colspan="5">岸和田市</td></tr>
<tr><td rowspan="4">区域の区分</td><td>重　点　地　区</td><td colspan="5">地　区</td></tr>
<tr><td>基本景観区</td><td colspan="5">□ 臨海景観区　□ 旧市街地・歴史景観区　□ 沿道型市街地景観区
□ 新市街地住宅景観区　□ 里の景観区　□ 自然緑地景観区</td></tr>
<tr><td>基本景観軸</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>景観配慮地区</td><td colspan="5">地　区</td></tr>
<tr><td rowspan="2">都市計画の地域地区等</td><td>用　途　地　域</td><td></td><td>建ぺい率</td><td>％</td><td colspan="2">□防火　□準防火</td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td></td><td>容　積　率</td><td>％</td><td colspan="2">□その他</td></tr>
<tr><td rowspan="3">行為の種類</td><td>□　建　築　物</td><td colspan="5">□　新築又は新設　□　増　築　□　改　築　□　移　転</td></tr>
<tr><td>□　工　作　物</td><td colspan="5">□　外観の変更（□修繕　□模様替）　□　色彩の変更</td></tr>
<tr><td colspan="6">□　開発行為</td></tr>
<tr><td rowspan="10">設計又は施行の方法</td><td rowspan="8">建　築　物
工　作　物</td><td>用　途（種類）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>敷　地　面　積</td><td colspan="4">㎡</td></tr>
<tr><td>建　築　面　積</td><td colspan="4">㎡</td></tr>
<tr><td>延　べ　面　積</td><td colspan="4">㎡</td></tr>
<tr><td>外観の変更面積</td><td colspan="4">／　　㎡</td></tr>
<tr><td>高　さ</td><td colspan="4">m</td></tr>
<tr><td>構　造　・　階　数</td><td colspan="4">造　　階</td></tr>
<tr><td>色　彩
（マンセル表色系にて表示）</td><td>ベーシックカラー</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td>アソートカラー</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">開　発　行　為</td><td>開発区域面積</td><td colspan="4">㎡</td></tr>
<tr><td>行為の目的及び概要</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>行為の期間</td><td>着手予定日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td>完了予定日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>事前協議</td><td colspan="6">年　　月　　日提出　受付番号　第　　号</td></tr>
<tr><td>代　理　者</td><td colspan="4">住　所
氏　名</td><td colspan="2">電話</td></tr>
<tr><td>設　計　者</td><td colspan="4">住　所
氏　名</td><td colspan="2">電話</td></tr>
<tr><td>施　工　者</td><td colspan="4">住　所
氏　名</td><td colspan="2">電話</td></tr>
<tr><td>特記事項</td><td colspan="4"></td><td colspan="2">※受付欄</td></tr>
</table>

※印の欄は記入しないでください。

様式第２号　（第４条関係）

景観計画区域内行為変更届出書

年　　月　　日

岸　和　田　市　長　　様

届　出　者　住　　所
氏　　名

電話番号
（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

景観法第 16 条第１項の規定による届出に係る事項を変更したいので、同条第２項の規定により次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="2">景観計画区域内行為届出日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td>※受付番号　第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">行　為　の　場　所</td><td colspan="3">岸和田市</td></tr>
<tr><td rowspan="4">区域の区分</td><td>重点地区</td><td colspan="3">地　区</td></tr>
<tr><td>基本景観区</td><td colspan="3">☐ 臨海景観区　☐ 旧市街地・歴史景観区　☐ 沿道型市街地景観区
☐ 新市街地住宅景観区　☐ 里の景観区　☐ 自然緑地景観区</td></tr>
<tr><td>基本景観軸</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>景観配慮地区</td><td colspan="3">地　区</td></tr>
<tr><td rowspan="3">行為の種類</td><td>☐ 建築物</td><td colspan="3" rowspan="2">☐ 新築又は新設　☐ 増築　☐ 改築　☐ 移転
☐ 外観の変更（☐修繕　☐模様替）　☐ 色彩の変更</td></tr>
<tr><td>☐ 工作物</td></tr>
<tr><td colspan="4">☐ 開発行為</td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更の内容</td><td colspan="2">変　更　前</td><td colspan="2">変　更　後</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>変更の理由</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>変更に係る行為の期間</td><td>着手予定日</td><td>年　　月　　日</td><td>完了予定日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>代　理　者</td><td colspan="3">住　所
氏　名</td><td>電話</td></tr>
<tr><td>設　計　者</td><td colspan="3">住　所
氏　名</td><td>電話</td></tr>
<tr><td>施　工　者</td><td colspan="3">住　所
氏　名</td><td>電話</td></tr>
<tr><td>特記事項</td><td colspan="3"></td><td>※受付欄</td></tr>
</table>

※印の欄は記入しないでください。

様式第３号　（第５条関係）

景観計画区域内行為通知書

年　　月　　日

岸 和 田 市 長　　様

住　　所

氏　　名

景観法第16条第５項の規定により、景観計画区域内における行為について次のとおり通知します。

<table>
<tr><td colspan="2">行　為　の　場　所</td><td colspan="5">岸和田市</td></tr>
<tr><td rowspan="4">区域の区分</td><td>重 点 地 区</td><td colspan="5">地　区</td></tr>
<tr><td>基本景観区</td><td colspan="5">☐ 臨海景観区　☐ 旧市街地・歴史景観区　☐ 沿道型市街地景観区
☐ 新市街地住宅景観区　☐ 里の景観区　☐ 自然緑地景観区</td></tr>
<tr><td>基本景観軸</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>景観配慮地区</td><td colspan="5">地　区</td></tr>
<tr><td rowspan="2">都市計画の
地域地区等</td><td>用 途 地 域</td><td></td><td>建ぺい率</td><td>％</td><td rowspan="2">☐防火　☐準防火
☐その他</td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td></td><td>容 積 率</td><td>％</td></tr>
<tr><td rowspan="3">行為の種類</td><td>☐ 建 築 物</td><td colspan="5">☐ 新築又は新設　☐ 増 築　☐ 改 築　☐ 移 転</td></tr>
<tr><td>☐ 工 作 物</td><td colspan="5">☐ 外観の変更（☐修繕　☐模様替）　☐ 色彩の変更</td></tr>
<tr><td>☐ 開発行為</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="11">設計又は
施行の方法</td><td rowspan="8">建　築　物
工　作　物</td><td>用　途（種類）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>敷 地 面 積</td><td colspan="4">㎡</td></tr>
<tr><td>建 築 面 積</td><td colspan="4">㎡</td></tr>
<tr><td>延 べ 面 積</td><td colspan="4">㎡</td></tr>
<tr><td>外観の変更面積</td><td colspan="4">／　　㎡</td></tr>
<tr><td>高　さ</td><td colspan="4">m</td></tr>
<tr><td>構 造 ・ 階 数</td><td colspan="4">造　　階</td></tr>
<tr><td rowspan="2">色　彩
（マンセル表色系にて表示）</td><td>ベーシックカラー</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>アソートカラー</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">開 発 行 為</td><td>開 発 区 域 面 積</td><td colspan="4">㎡</td></tr>
<tr><td>行為の目的及び概要</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>行為の期間</td><td>着手予定日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td>完了予定日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td>事 前 協 議</td><td colspan="6">年　月　日提出　受付番号　第　号</td></tr>
<tr><td>担当連絡先</td><td colspan="4">住　所
所　属
氏　名</td><td colspan="2">電話</td></tr>
<tr><td>施　工　者</td><td colspan="4">住　所
氏　名</td><td colspan="2">電話</td></tr>
<tr><td>特 記 事 項</td><td colspan="4"></td><td colspan="2">※受付欄</td></tr>
</table>

※印の欄は記入しないでください。

様式第４号　（第７条関係）

事　前　協　議　書

年　　月　　日

岸 和 田 市 長　　様

住　　所
氏　　名

電話番号
（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

岸和田市景観条例第 16 条の規定により、景観計画区域内における行為について次のとおり事前協議を求めます。

<table>
<tr><td colspan="2">行　為　の　場　所</td><td colspan="6">岸和田市</td></tr>
<tr><td rowspan="4">区域の区分</td><td>重点地区</td><td colspan="6">地　区</td></tr>
<tr><td>基本景観区</td><td colspan="6">□ 臨海景観区　□ 旧市街地・歴史景観区　□ 沿道型市街地景観区
□ 新市街地住宅景観区　□ 里の景観区　□ 自然緑地景観区</td></tr>
<tr><td>基本景観軸</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>景観配慮地区</td><td colspan="6">地　区</td></tr>
<tr><td rowspan="2">都市計画の地域地区等</td><td>用途地域</td><td colspan="2"></td><td>建ぺい率</td><td>％</td><td rowspan="2">□防火　□準防火
□その他</td></tr>
<tr><td>そ の 他</td><td colspan="2"></td><td>容積率</td><td>％</td></tr>
<tr><td rowspan="3">行為の種類</td><td>□ 建築物</td><td colspan="6" rowspan="2">□ 新築又は新設　□ 増築　□ 改築　□ 移転
□ 工作物　□ 外観の変更（□修繕　□模様替）　□ 色彩の変更</td></tr>
<tr><td>□ 工作物</td></tr>
<tr><td colspan="7">□ 開発行為</td></tr>
<tr><td rowspan="10">設計又は施行の方法</td><td rowspan="8">建築物
工作物</td><td colspan="2">用途（種類）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">敷地面積</td><td colspan="4">㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築面積</td><td colspan="4">㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">延べ面積</td><td colspan="4">㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">外観の変更面積</td><td colspan="4">／　　㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">高さ</td><td colspan="4">m</td></tr>
<tr><td colspan="2">構造・階数</td><td colspan="4">造　　階</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">色彩
（マンセル表色系にて表示）</td><td>ベーシックカラー</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>アソートカラー</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">開発行為</td><td colspan="2">開発区域面積</td><td colspan="4">㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">行為の目的及び概要</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>行為の期間</td><td>着手予定日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td>完了予定日</td><td colspan="3">年　月　日</td></tr>
<tr><td>代理者</td><td colspan="4">住　所
氏　名</td><td colspan="3">電話</td></tr>
<tr><td>設計者</td><td colspan="4">住　所
氏　名</td><td colspan="3">電話</td></tr>
<tr><td>施工者</td><td colspan="4">住　所
氏　名</td><td colspan="3">電話</td></tr>
<tr><td>特記事項</td><td colspan="5"></td><td colspan="2">※受付欄</td></tr>
</table>

※印の欄は記入しないでください。

様式第６号　（第10条関係）

景観計画区域内行為(完了・中止)届出書

年　　月　　日

岸 和 田 市 長　　様

届 出 者 住　　所
氏　　名

電話番号
（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

景観法第16条 第1項 / 第2項 の規定により届出を行った、景観計画区域内の行為を 完了 / 中止 したので、

岸和田市景観条例第23条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="2">景観計画区域内行為届出日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td>※受付番号　第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">行　為　の　場　所</td><td colspan="3">岸和田市</td></tr>
<tr><td rowspan="3">行為の種類</td><td>□ 建 築 物</td><td colspan="3">□ 新築又は新設　□ 増 築　□ 改 築　□ 移 転</td></tr>
<tr><td>□ 工 作 物</td><td colspan="3">□ 外観の変更（□修繕　□模様替）　□ 色彩の変更</td></tr>
<tr><td>□ 開発行為</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">完了</td><td>行為の着手日</td><td colspan="3">年　　月　　日　着手</td></tr>
<tr><td>行為の完了日</td><td colspan="3">年　　月　　日　完了</td></tr>
<tr><td rowspan="3">中止</td><td>行為の着手日</td><td colspan="3">年　　月　　日　着手</td></tr>
<tr><td>行為の中止日</td><td colspan="3">年　　月　　日　中止</td></tr>
<tr><td>中止の理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">代　理　者</td><td colspan="2">住　所
氏　名</td><td>電話</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">特 記 事 項</td><td colspan="2"></td><td>※受付欄</td></tr>
</table>

※印の欄は記入しないでください。

様式第７号　（第10条関係）

景観計画区域内行為(完了・中止)通知書

年　　月　　日

岸 和 田 市 長　　様

住　　所

氏　　名

景観法第16条第５項の規定による通知を行った、景観計画区域内の行為を 完了 / 中止 したので、岸和田市景観条例第23条第２項の規定において準用する同条第１項の規定により次のとおり通知します。

景観計画区域内行為通知日		年　月　日	※受付番号　第　号
行為の場所		岸和田市	
行為の種類	□ 建築物	□ 新築又は新設　□ 増築　□ 改築　□ 移転	
	□ 工作物	□ 外観の変更（□修繕　□模様替）　□ 色彩の変更	
	□ 開発行為		
完了	行為の着手日	年　月　日　着手	
	行為の完了日	年　月　日　完了	
中止	行為の着手日	年　月　日　着手	
	行為の中止日	年　月　日　中止	
	中止の理由		
担当連絡先	住所 所属 氏名	電話	
特記事項			※受付欄

※印の欄は記入しないでください。

自己診断カルテ（景観配慮事項説明書）【建築物】

	基本景観区	基本景観軸	景観配慮地区
該当する景観区等を記入	（　　）	（　　）（　　）	（　　）

(1) 共通事項　　計画地の周辺にどのような景観の構成要素が点在しているか、その場所にあった景観特性を読み取り、どのような配慮をしたか、記入してください。

特性		誘導基準	配慮事項	評価	配慮事項記入欄
A 地域特性		1. 基本景観区、基本景観軸、景観配慮地区における方針や各地域の特性(自然・社会歴史・ふるさと)に考慮し、建築物等の配置・規模・形態等について、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること	●建築物等の配置・規模・形態等について、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮しているか		
	Ⅰ 自然特性	a. 建築物等の建つ場所の地形や緑の自然特性を活かすよう工夫する	●良好な緑・水辺等を保全したり、そこへの見通しを考慮した建築物等の造成・配置・形態等に配慮しているか		
	Ⅱ 社会 歴史特性	b. 岸和田固有の歴史文化の継承・発展や、新たな文化創出に向け工夫する	●地形の持つ高低差を建築物等の造成・配置・形態等に活かす工夫しているか ●歴史的景観資源等に配慮しているか		
	Ⅲ ふるさと性	c. 地域固有の景色から受ける安らぎ、原風景について配慮をする	●地域らしさを明確にするため、地域景観の先導をはたすよう工夫しているか ●人に親しまれつつ、安らぎや懐かしさを持つよう工夫しているか		
B まちなみ特性	Ⅰ 美観性	2. 境界領域に対して、まちなみの連続性等景観上の配慮を行うこと	●前面道路や周辺建築物等の形態等、まちなみが持つスケールに配慮しているか		
		3. 建築物等の配置・意匠に工夫すること	●建築物等の配置・意匠を工夫しているか		
		d. エッジ、スカイラインに対する配慮をする	●まちかどづくり、屋根等の形態に配慮しているか		

(2) 建築物の建築等

特性		誘導基準	配慮事項	評価	配慮事項記入欄
C 建築特性	Ⅰ 機能性	4. 暮らしやすさ住みやすさ等に配慮した配置及びデザインを工夫する	●暮らしやすさ住みやすさに配慮した配置及びデザインを追及しているか		
		5. 時間の経過により味わいの出る工夫をする	●時間の経過によって味わいが出るよう工夫しているか		
		6. ヒューマンスケールの造りとなるよう工夫する	●ヒューマンスケールの造りとなるよう工夫しているか		
		7. 色彩や素材に考慮し、分節などにより威圧感を感じさせない工夫をする	●威圧感を軽減するような工夫をしているか		
		e. 地理が分かりやすい構成とする	●地理が分かりやすい構成としているか		
	Ⅱ 視覚性	8. 外壁、屋根、外構等の材質、色彩等について、美観上の配慮をする	●外壁、屋根、外構等の材質、色彩等について、美観上の配慮をしているか		
		9. 周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない	●著しく突出した意匠とならないよう配慮しているか。		
		f. まちの景観を先導するような役割を果たすデザインを工夫する	●単に目立てば良いというものでなく、まちの景観を先導するような役割を果たすデザインを工夫しているか		
		g. 四季の変化があって豊かな表情となるように配慮をする	●四季の変化があって豊かな表情となるように配慮しているか		
	Ⅲ 環境性	10. 屋上などの活用も考慮し、緑が豊かであるような配慮をする	●屋上、壁面、駐車場などを利用し、緑豊かとなるよう配慮しているか		
		11. 道路等の公共空間から眺めることの出来る箇所は、できるだけ生垣などにより緑化に努める	●敷際等の緑化により緑の表情に努めているか		
		h. 水と緑が豊かであるような配慮をする	●水と緑が豊かであるような配慮をしているか		
		i. 環境循環系に配慮をする	●雨水の大地への浸透や再利用に努めるなど環境循環系に配慮しているか		
		j. 多種多様な生物の生息が可能な環境づくりのための工夫をする	●多種多様な生物の生息が可能な環境づくりのための工夫をしているか		
D 付属施設		12. 駐車場、駐輪場、屋外階段、高架水槽などの付属施設は、配置や形態、色彩を工夫し、建築物の意匠と一体的にするなど、周辺との調和に配慮する			
		13. 生垣などの植栽やルーバー等により目立たないよう配慮する			
		k. 駐車場は、駐車スペースなども利用し、出来る限り緑化に努め、周辺と調和するよう配慮する。特に、出入口付近は、植栽や花壇を設け、また、周囲にフェンス等の付帯施設を設置する場合は意匠に配慮する			
		l. 立体駐車場については、壁面緑化やルーバー等により、無機質感や圧迫感を軽減し、建物本体や周辺と調和するよう配慮する			
E 付帯設備		14. クーラーの室外機、給排水管、ダクトなどの屋外付帯設備は、道路等の公共空地から目立たないように配慮する			
		15. バルコニーなどは、景観を損なうものが直接見えにくい構造・意匠とする			
G その他	Ⅰ 屋外広告物等	18. 建物看板などは、材料、大きさ、色彩、設置場所、数量に考慮し、周囲と調和するよう配慮する			
		o. 照明等は、過剰な光源とならないよう努め、光源の色彩や点滅などは周辺環境に配慮する			
	Ⅱ その他	19. 交差点、まちかど多くの視線を集める場所に建つ場合には、建築物の意匠に特に配慮する			
		p. すべての人々が安全かつ快適に利用できるよう、歩車分離など、人へのやさしさと思いやりを考慮し、材質・形態・意匠・配置に配慮する			
		q. 開発行為については、現況の地形をいかし、長大な法面やう壁が生じないよう配慮すること。また、法面やう壁は、緑化や形態による修景等により、周辺と調和するよう配慮する			
		r. 土地の開墾、土石の採取、木竹の伐採については、適度に樹木等を残す、あるいは、必要に応じて植樹に努め、環境及び周辺と調和するよう配慮する			
H 色彩		20. 地域の特性を把握し、周辺のまちなみや自然環境との調和を考慮した色彩を基本とする			
		21. 外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑などの存在や周辺のまちなみ景観を妨げないよう色彩基準により配慮する			
その他 配慮した事項					

☆16・17・m・nの基準は自己診断カルテ【工作物】に記載。

＊ 評価　◎：十分配慮した　○：配慮した　×：配慮できなかった　－：非該当

★ 誘導基準１～21は景観形成基準のため必ず評価してください。【◎・○】の場合はその配慮事項も記入して下さい ★

	基本景観区	基本景観軸	景観配慮地区
該当する景観区等を記入	（　　）	（　　）（　　）	（　　）

自己診断カルテ（景観配慮事項説明書）【工作物】

(1) 共通事項　　計画地の周辺にどのような景観の構成要素が点在しているか、その場所にあった景観特性を読み取り、どのような配慮をしたか、記入してください。

特　性		誘 導 基 準	配 慮 事 項	評 価	配 慮 事 項 記 入 欄
		1.基本景観区、基本景観軸、景観配慮地区における方針や各地域の特性(自然・社会歴史・ふるさと)に考慮し、建築物等の配置・規模・形態等について、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること	●建築物等の配置・規模・形態等について、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮しているか		
A 地域特性	Ⅰ 自然特性	a. 建築物等の建つ場所の地形や緑の自然特性を活かすよう工夫する	●良好な緑・水辺等を保全したり、そこへの見通しを考慮した建築物等の造成・配置・形態等に配慮しているか ●地形の持つ高低差を建築物等の造成・配置・形態等に活かす工夫しているか ●歴史的景観資源等に配慮しているか ●地域らしさを明確にするため、地域景観の先導をはたすよう工夫しているか ●人に親しまれつつ、安らぎや懐かしさを持つよう工夫しているか		
	Ⅱ 社会歴史特性	b. 岸和田固有の歴史文化の継承・発展や、新たな文化創出に向け工夫する			
	Ⅲ ふるさと性	c. 地域固有の景色から受ける安らぎ、原風景について配慮をする			
B まちなみ特性	Ⅰ 美観性	2.境界領域に対して、まちなみの連続性等景観上の配慮を行うこと	●前面道路や周辺建築物等の形態等、まちなみが持つスケールに配慮しているか ●建築物等の配置・意匠を工夫しているか ●まちかどづくり、屋根等の形態に配慮しているか		
		3.建築物等の配置・意匠に工夫すること			
		d. エッジ、スカイラインに対する配慮をする			

(2) 工作物の築造等

特　性		誘 導 基 準	配 慮 事 項	評 価	配 慮 事 項 記 入 欄
F 工作物の意匠		16.周辺景観に調和した意匠、色彩となるよう配慮する			
		17.配管等は見えにくい位置に配置するよう工夫する			
		m. 工作物の周辺は、高木等により緑化したり、修景した緩衝帯を設ける等、周辺と調和するよう配慮する			
		n. 長大な壁面等は、壁面緑化や段差、傾斜の設置、仕上げ方法等、意匠の工夫を行い、単調・圧迫感を軽減し、周辺と調和するよう配慮する			
G その他	Ⅰ 屋外広告物等	18.建物看板などは、材料、大きさ、色彩、設置場所、数量に考慮し、周囲と調和するよう配慮する			
		o. 照明等は、過剰な光源とならないよう努め、光源の色彩や点滅などは周辺環境に配慮する			
	Ⅱ その他	19.交差点、まちかど多くの視線を集める場所に建つ場合には、建築物の意匠に特に配慮する			
		p. すべての人々が安全かつ快適に利用できるよう、歩車分離など、人へのやさしさと思いやりを考慮し、材質・形態・意匠・配置に配慮する			
		q. 開発行為については、現況の地形をいかし、長大な法面やよう壁が生じないよう配慮すること。また、法面やよう壁は、緑化や形態による修景等により、周辺と調和するよう配慮する			
		r. 土地の開墾、土石の採取、木竹の伐採については、適度に樹木等を残す、あるいは、必要に応じて植樹に努め、環境及び周辺と調和するよう配慮する			
H 色彩		20.地域の特性を把握し、周辺のまちなみや自然環境との調和を考慮した色彩を基本とする			
		21.外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑などの存在や周辺のまちなみ景観を妨げないよう色彩基準により配慮する			
その他 配慮した事項					

☆4～15・e～lの基準は自己診断カルテ【建築物】に記載。

＊　評 価　◎：十分配慮した　　○：配慮した　　×：配慮できなかった　　－：非該当

★ 誘導基準1～21は景観形成基準のため必ず評価してください。【◎・○】の場合はその配慮事項も記入して下さい ★

●景観誘導図

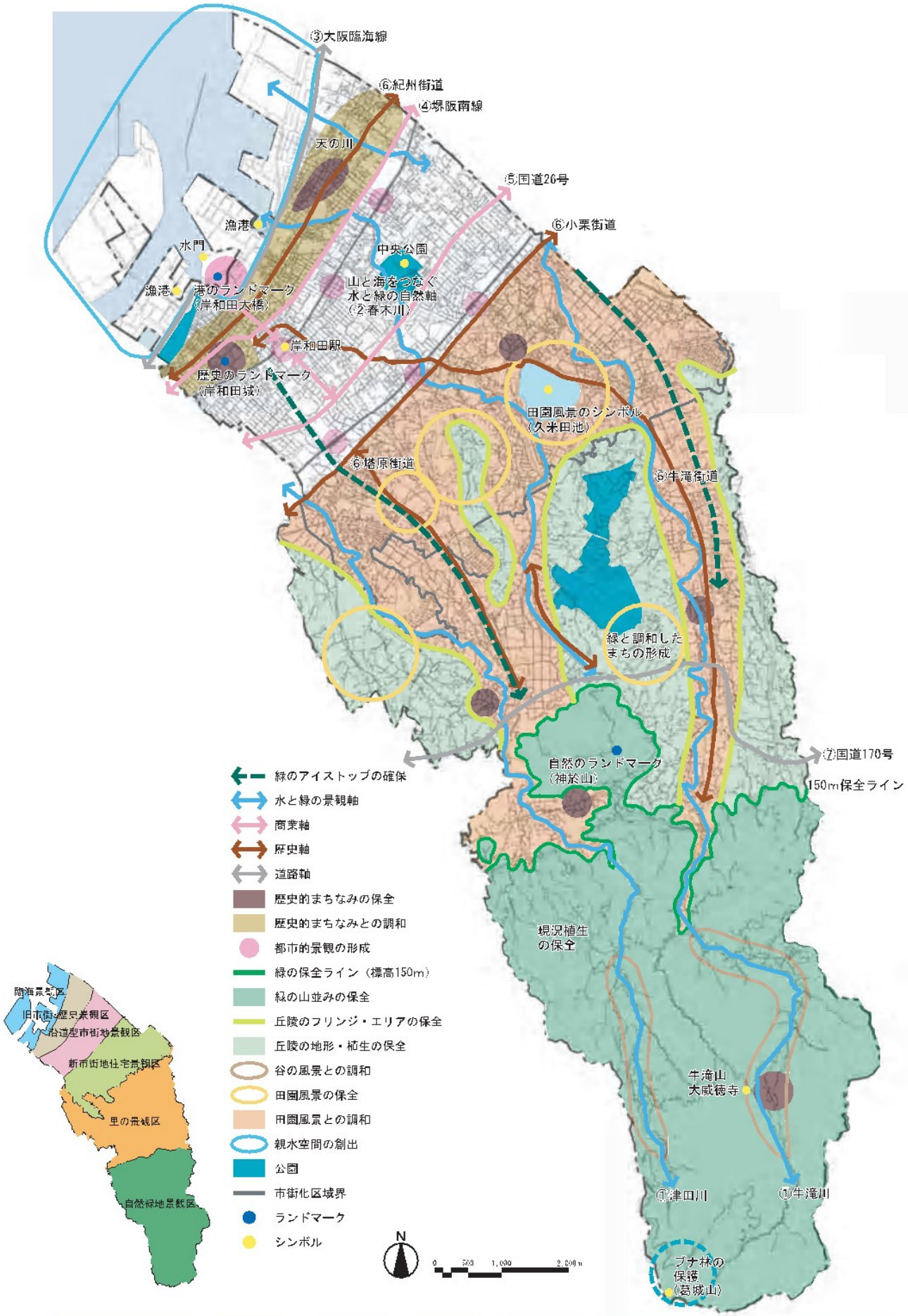
③大阪臨海線
⑥紀州街道
④堺阪南線
天の川
⑤国道26号
⑥小栗街道
漁港
水門
中央公園
漁港
港のランドマーク
（岸和田大橋）
山と海をつなぐ
水と緑の自然軸
（②春木川）
岸和田駅
歴史のランドマーク
（岸和田城）
田園風景のシンボル
（久米田池）
⑥塔原街道
⑥牛滝街道
緑と調和した
まちの形成
自然のランドマーク
（神於山）
⑦国道170号
150m保全ライン
現況植生
の保全
牛滝山
大威徳寺
①津田川
①牛滝川
ブナ林の
保護
（葛城山）
緑のアイストップの確保
水と緑の景観軸
商業軸
歴史軸
道路軸
歴史的まちなみの保全
歴史的まちなみとの調和
都市的景観の形成
緑の保全ライン（標高150m）
緑の山並みの保全
丘陵のフリンジ・エリアの保全
丘陵の地形・植生の保全
谷の風景との調和
田園風景の保全
田園風景との調和
親水空間の創出
公園
市街化区域界
ランドマーク
シンボル
N
0
500
1,000
2,000m
臨海景観区
旧市街・歴史景観区
沿道型市街地景観区
新市街地住宅景観区
里の景観区
自然緑地景観区
臨海景観区
旧市街・歴史
景観区
沿道型市街地
景観区
新市街地
住宅景観区
里の景観区
自然緑地景観区